

大船渡市過疎地域持続的発展計画(案)に係る 意見募集（パブリックコメント）の実施について

1 趣旨

市では、令和3年4月1日施行の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、過疎地域の要件に該当する地域の持続的発展に向け、人口減少や地域経済の縮小、地域格差の是正等に対応し、移住・定住の促進、産業の振興、生活環境の整備など、幅広い分野にわたる政策を総合的に推進するため、令和8年度を初年度とする「大船渡市過疎地域持続的発展計画」の策定作業を進めています。

この度、計画案を取りまとめたので、広く市民の皆さんから意見をいただき、より良い計画とするため、意見募集（パブリックコメント）を実施します。

2 意見を募集する対象

大船渡市過疎地域持続的発展計画（案）

3 募集期間

令和8年2月10日（火）～2月24日（火）

4 意見を提出できる人

- (1) 市内に住所を有する人
- (2) 市内に事務所、又は事業所を有する人
- (3) 市内にある事務所、又は事業所に勤務する人
- (4) 市内にある学校に在学する人

5 計画案の閲覧方法

市ホームページによるほか、市民提言箱を設置している次の施設で閲覧できます。

- (1) 市役所本庁（市民ホール）
- (2) 市役所三陸支所
- (3) 綾里地域振興出張所
- (4) 吉浜地域振興出張所
- (5) 市総合福祉センター
- (6) カメリアホール
- (7) リアスホール

- (8) 市立博物館

6 意見の提出方法

閲覧場所に備え付けの意見書様式又は任意様式により、住所、氏名、電話番号を記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。

- (1) 大船渡市 企画政策部 企画調整課への直接持参（※）。
※ 土曜・日曜・祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分
- (2) 閲覧場所に設置している市民提言箱への投函。
- (3) 大船渡市 企画政策部 企画調整課あてに郵送、電子メール（※）により提出。
※課代表アドレス：ofu_kikaku@city.ofunato.iwate.jp

7 意見の取り扱い

- (1) 電話や口頭での意見提出、住所・氏名などの必要事項が明記されていない場合は、受け付けできません。
- (2) 提出された意見の概要（個人情報を除く）は公表します。なお、類似している意見は集約させていただきます。
- (3) 提出された意見書は返却しないほか、個別の回答は行いません。